

社会福祉法人三省会 役員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三省会(以下「この法人」という。)の定款第21条の規定に基づき役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、理事長の他、常勤理事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- 3 非常勤役員等については、別に定める「非常勤(役員・評議員)外部委員等報酬規程」により定めるものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬 別表1 に定める額
- (2) 賞与 別表2 に定める額

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、非常勤(役員・評議員)外部委員等報酬規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 理事の報酬等の支給の時期は次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号の定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日とする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前日に支払うものとする。
- (2) 賞与 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤役員に対して、職員賞与支給日と同日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

本規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	金 額
理事長	月額 500,000円

別表2 (常勤役員等の賞与)

夏季賞与	報酬月額×1ヶ月分
冬季賞与	報酬月額×1ヶ月分

非常勤（役員・評議員）外部委員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、非常勤にて勤務する社会福祉法人三省会定款第21条の規定に基づき役員の報酬及び定款第8条の規定に基づき評議員等の報酬等および会議・委員会において外部委員委嘱者の報酬等について必要な事項を定めるものである。（社会福祉法第45条の3第5項）

（定義）

第2条

一 本規程でいう非常勤とは、所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

二 本規程で言う役員、評議員、外部委員は次とする。

（1）理事会における

①理事（業務執行理事を含む） ②監事

（2）評議員会における

①評議員

（3）評議員選任・解任委員会における

①監事 ②事務局員 ③外部委員

（4）その他の会議および委員会における

- ①苦情対応会議外部委員
- ②入所判定会議外部委員
- ③地域密着型運営推進会議外部委員
- ④有料ホーム運営懇談会外部委員
- ⑤介護医療連携推進会議外部委員
- ⑥安全衛生委員会外部委員

三 報酬は、前項2による役員、評議員、外部委員の職務執行の対価として支払うものとし、報酬の種類は「出席報酬」、「勤務報酬」とする。

（1）出席報酬とは、役員等が「理事会」「評議員会」「評議員選任・解任委員会」「前項（4）」に出席した場合の報酬をいう。

（2）勤務報酬とは、役員等が法人および施設運営のための業務にあたった場合の報酬をいう。

（出席報酬等）

第3条 出席報酬等は、次により支払うものとする。

（1）理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に前条二の（1）（2）（3）の者が出席した場合

「別表1」により1日分の出席報酬を支払うこととする。

（2）その他の会議および委員会に前条二の（4）の者が出席した場合

「別表1」により1日分の出席報酬を支払うこととする。

（勤務報酬）

第4条 理事・評議員およびその他の会議における外部委員が、理事長等の命を受けて法

人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、「別表1」により勤務報酬を支払うこととする。

(支給方法)

第5条 報酬等は、報酬発生日に通貨をもって本人に、法令の定めるところにより控除した金額を支給する。

(出張旅費)

第6条 非常勤役員等が、法人業務のため出張する場合は、「別表2」により旅費等を支払う。

2 旅費は実費を支給する。ただし、旅費は実情を考慮して増額することができる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

(兼務役員)

第7条 法人の職員を兼務する役員は、法人の職員としての業務を除いた職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 本規程第4条勤務報酬等職務の当該者は、法人職務証跡として、勤務タイムカードの作成に協力するものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない

付則 この規程は、令和元年7月1日より適用する。

別表1 (日額)

	出席報酬	勤務報酬
理事会・評議員会	22,274	22,274
評議員選任・解任委員会	5,568	22,274
その他の会議・委員会(除く、佐世保市職員、医療法人光省会所属職員)	5,568	22,274

別表2 (日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000	15,000	実費